

次期三重県建設産業活性化プラン策定支援業務委託特記仕様書(案)

1 業務委託名

令和5年度 次期三重県建設産業活性化プラン(以下、「次期プラン」という。)策定支援業務委託

2 業務目的

地域の建設業は、県民生活に必要な不可欠な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の安全・安心の確保や雇用の確保など、重要な役割を担っている。

三重県では、建設産業の活性化を目指して、平成24年、平成29年、令和2年の三次に渡り「三重県建設産業活性化プラン」を策定した。令和2年4月に策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン(以下、「現行プラン」という。)」の計画期間は令和5年度までであり、令和4年度は、(一)建設業情報管理センターによる「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)(以下、「あり方検討委員会」という。))において、三重県の建設業の現状を統計データの整理・分析、県内建設企業や若手技術者を対象としたアンケート調査等を実施し、三重県建設業の今後の方向性と提言を受けた。今年度は、外部有識者から構成される「三重県建設産業活性化プラン検討会議(以下、「検討会議」という。)」の意見を聞きながら、次期プランを策定することとしている。

このため、本業務は次期プランの策定に必要な、建設業をとりまく現状の整理・分析等、次期プラン計画案の策定支援、次期プラン案の作成支援、検討会議運営支援することを目的とする。

3 業務委託の内容

(1) 業務委託期間

契約の日から令和6年3月29日(金)まで

(2) 業務委託内容

① 建設業をとりまく現状の整理・分析等

次期プラン策定にあたって、建設業に係る統計データの整理、分析、課題の整理を行う。

・ 県内の状況、県内建設業の統計データの収集、整理、分析

県内の状況、県内建設業の統計データを収集し、図表整理する。更にあり方検討委員会で実施・分析したデータ、アンケート結果や、三重県の総合計画である「みえ元気プラン」も踏まえ、あり方検討委員会で実施した県内建設企業のヒアリング結果との整合をはかり現状の整理・分析を行う。なお、統計データは、公開されているもの他に、下記データなど分析に必要なデータがあれば協議のうえ、発注者から提供する。

- ✓ 経営事項審査を受けた業者の役員、技術者数
- ✓ 建設業者の経営状況分析評点、利益額、建設工事完成工事高
- ✓ 建設業重機保有台数

- ・ 課題の整理
上記で整理、分析した情報より、次期プラン策定にあたっての課題を整理する

②次期プラン計画案の策定支援

次期プランの策定にあたっては、外部有識者による検討会議を開催し、意見を聴き計画案の策定を進める。

- ・ 現行プランの検証
発注者が提供するデータをもとに、現行プランの成果・効果等(当初目標に対する3年間の成果等)について検証を行い、その成果と課題についてとりまとめる。
- ・ 取組方針の検討
現行プランの検証結果及び建設業をとりまく現状の整理・分析から求められた課題、社会情勢に基づき、取組方針の設定に関する検討及び支援を行う。
- ・ 取組目標の検討
数値目標の設定に関する検討及び支援を行う。
- ・ 取組施策の検討
設定した取組目標に基づき、対応する取組施策の設定に関する検討及び支援を行う。

③次期プラン骨子案・中間案及び最終案の作成支援

- ・ 検討会議(3回)開催に併せ、骨子案・中間案・最終案をとりまとめ、本編・概要版の作成を行う。

④検討会議運営支援

- ・ 検討会議(3回)に参加し、議事録を作成し、議事概要をまとめる。

⑤打合せ協議

- ・ 打合せ協議は、事業着手時、取組方針検討時、中間案作成時、成果品納入時を基本とする。

4 実施責任者の配置

受注者は、当該業務の履行に関して実施責任者を選定し配置するものとし、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

5 業務計画書の作成

受注者は、あらかじめ次の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得るものとする。なお、承諾された業務計画を変更する場合にも準用する。

- ・ 実施体制
- ・ 作業工程及び実施スケジュール
- ・ 作業の内容

6 成果品の提出

本業務の成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- ・ 電子媒体 1部
- ・ 検査用として成果物の印刷物(A4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年度・受発注者名を明示、図面は袋とじ)を1部提出する。

成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記する。

7 成果品の納入期限、納入場所及び検査

成果品の納入期限は契約工期内とする。納入場所は、三重県県土整備部公共事業運営課とし、検査については、別途指示する日時で同場所にて行う。ただし、発注者が成果品の一部について提出を指示した場合には、これに従うものとする。

8 貸与資料

貸与資料は以下のとおり

- ・平成 23 年度建設業現状調査分析業務委託報告書
- ・平成 27 年度次期三重県建設産業活性化プラン策定支援業務委託報告書
- ・平成 31 年度次期三重県建設産業活性化プラン策定支援業務委託報告書
- ・「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)」報告書

9 その他

(1) 個人情報の保護

受注者は、当該業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について

- ① 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- ③ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 不当要求等を受けた場合の措置について

三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」(三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照)に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。

受注者又は下請負人等が不当要求を受けた場合は、受注者から発注機関の長(不当要求等防止責任者)に報告様式〔三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注機関の長(不当要求等防止責任者)に躊躇なく相談すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用する。(三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照)

(5) 補足

この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとし、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。